



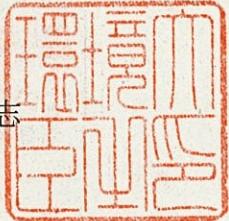
環廃対発第 120330002 号
平成 24 年 3 月 30 日

秋田県知事

佐竹 敬久 殿

環境大臣

細野 豪志



東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第6条第1項に基づく広域的な協力の要請について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第6条第1項に基づき、災害廃棄物に係る最終処分場の早急な確保及び適切な利用等を図るため、貴県に対し、下記の通り、広域的な協力を要請します。

記

東日本大震災により発生した災害廃棄物のうち、広域処理が必要な量は、岩手県では約 57 万トン（可燃物：約 2.9 万トン、不燃物：約 7.3 万トン、木くず 47.1 万トン）、宮城県では約 344 万トン（可燃物：131.6 万トン、不燃物：139.0 万トン、木くず：73.4 万トン）です（市町村ごとの種類別広域処理希望量、放射能濃度については別紙 1 及び別紙 2 参照）。

広域的な協力を要請する災害廃棄物を受け入れる施設としては一般廃棄物処理施設、民間事業者が所有する廃棄物処理施設、セメント工場、バイオマス発電所等が該当します。このうち、貴県において災害廃棄物の処理が可能な処理施設において、協力をお願いするものです。

貴県においては既に受入れについて御検討いただいているところ、以下の災害廃棄物を対象とし、貴県における災害廃棄物の処理が可能な処理施設において具体的な受入れへの協力を要請します。

なお、今後の広域処理の進捗に応じ、受入れをお願いする災害廃棄物について、変更があることを申し添えます。

(秋田県へ広域処理を要請する災害廃棄物)

災害廃棄物搬出側	岩手県県北（洋野町、久慈市、野田村、普代村）及び宮古市
災害廃棄物の種類	可燃物・木くず・不燃物
災害廃棄物の数量	135（千トン）